

年金額回復の具体的事例

○ 平成22年3月1日から5日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	87歳	男	809,500円	694,300円	1,503,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に161月を追加。(旧法国民年金老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで旧法老齢年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により旧法通算老齢年金が受給できることとなった。	約2,180万円
2	80歳	女	567,200円	2,011,700円	2,578,900円	回復前の厚生年金加入期間288月に102月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送され、回答票に記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の期間が判明し、記録を統合した。	約1,620万円
3	76歳	男	556,100円	2,059,800円	2,615,900円	回復前の厚生年金加入期間360月に185月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参され、ご本人の申出の会社名と勤務期間から記録を調査したが判明しないため、申出された会社を管轄する社会保険事務所に照会したところ、後日、管轄社会保険事務所よりご本人の厚生年金の記録が判明したとの回答を受け、記録を統合した。	約1,310万円
4	80歳	女	551,600円	956,000円	1,507,600円	回復前の厚生年金加入期間196月に175月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が来所され、2か所の会社の勤務期間がもれているとの申出を受け、ご本人の申出の旧姓情報等により調査したところご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の記録と一部相違(氏名(ひらがな名と漢字名の相違)生年月日(生年の相違))する厚生年金の記録が判明し、ご本人に氏名と生年月日の一部相違を確認のうえ記録を統合した。	約1,570万円
5	故人	男	546,200円	1,795,100円	2,341,300円	回復前の厚生年金加入期間280月に100月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人(故人)のご家族(子)がご本人の死亡による遺族厚生年金の請求に相談窓口を訪れた際、担当者がフォローアップ対象者であったことに気づき、未統合となっている記録について確認をお願いしたところ、後日、ご家族よりの連絡でご本人の厚生年金の記録であることが判明し、記録を統合した。 ○厚生年金の記録100月が統合されたことにより、ご本人(故人)が生前に受給されていた老齢年金が増加(546,200円(年額))することとなり、受給開始月から死亡月までの未支給分については、ご本人(故人)の配偶者に未支給年金(一時金)として支払われることとなる。 ○なお、遺族厚生年金については、厚生年金の記録100月を統合した記録(380月)で年金額が計算されている。	約1,470万円
6	79歳	女	530,700円	1,217,700円	1,748,400円	回復前の厚生年金加入期間261月に118月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送され、回答票の会社名等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,510万円

7	65歳	男	519,800円	2,492,600円	3,012,400円	回復前の厚生年金加入期間424月に82月を追加。	「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、回答票に「もれや間違いがある」と記載されていた会社名等により調査したところ、ご本人の申出の会社名と一致する厚生年金の記録(一部重複期間有り)が判明し、記録を統合した。	約1,220万円
8	65歳	男	495,300円	1,203,600円	1,698,900円	回復前の厚生年金加入期間204月に39月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人から「もれがある」との申出があり、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録39月が統合され合計が243月となったことから、厚生年金の期間が240月以上あり配偶者がいる場合に支給される加給金が支給されるとともに、老齢厚生年金の年金額が123,800円(年額)増額した。	約1,160万円
9	72歳	男	476,200円	557,400円	1,033,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に99月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票が日本年金機構本部から回付され、回答票に「ご自身の記録である」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,120万円
10	84歳	男	455,400円	1,807,500円	2,262,900円	回復前の厚生年金加入期間319月に104月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が相談窓口へ持参され、回答票に「もれあり」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、オンラインに登録されていない厚生年金旧台帳の記録が判明し、この厚生年金の記録をオンライン記録に追加登録し、記録を統合した。	約1,090万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 1、4、5、8)
ねんきん特別便(全員便)	3件 (事例 3、7、10)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	3件 (事例 2、6、9)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 5)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)